

特定生産緑地(大和市)の指定

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

通し 番号	位置	生産緑地 地区番号	面積			申出基準日	備考
			生産緑地地区 (都市計画)	特定生産緑地			
				既に指定され ている区域	新たに指定 する区域		
1	大和市中心六丁目地内	331	約 1,830 m ²	0 m ²	約 1,830 m ²	令和5年12月24日	

「区域は指定図表示のとおり」

計 約 1,830 m²